

#### ④大都市特例事務にかかる税制上の措置不足

- 大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。
- しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

#### 大都市の事務配分の特例

##### ◆地方自治法252条の19の規定に基づくもの(19項目)

- |           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| ・児童福祉     | ・母子家庭    | ・精神保健     |
| ・民生委員     | ・老人福祉    | ・結核予防     |
| ・身体障害者福祉  | ・母子保健    | ・都市計画     |
| ・生活保護     | ・障害者自立支援 | ・土地区画整理事業 |
| ・行旅病人・死亡人 | ・食品衛生    | ・屋外広告物規制  |
| ・社会福祉事業   | ・墓地埋葬等規制 |           |
| ・知的障害者福祉  | ・環境衛生規制  |           |

##### ◆その他の法令に基づくもの

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ・国・府道管理   | ・道府県費教職員の任免研修 |
| ・衛生研究所    | ・その他          |
| ・定時制高校人件費 |               |

大都市の事務配分の特例に伴う  
税制上の措置不足額  
(平成20年度大阪市予算)

